

Insurance alert

IASB Education Session - Insurance Contracts 25 January 2012

PwCによる審議会の要約
2012年1月25日

- 保険料配分アプローチ:
適格性の要件
- 保険料配分アプローチ:
割引の機能的構造と契
約獲得費用の取り扱い

多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化することがしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表される決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性がある。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

要約

IASB のみの教育セッションにおいて審議された論点は、保険料配分アプローチに関する適格性の要件、残存カバレッジに対する負債の割引とこれに対する利息の付与に関する要件、そして契約獲得費用の取り扱いについてであった。教育セッションであるため、意思決定はなされなかった。この審議会は次回の FASB との合同会議に向けた準備であった。

適格性の要件に関しては、保険料配分アプローチを使用するための基盤となる原則が必要かどうか議論が集中した。議論は1モデルか2モデルかという理論について行われた。多くの審議会メンバーは、保険料配分アプローチをビルディング・ブロック・アプローチの代用と考えることを好んでいるようであった。彼らは、カバレッジ期間が12ヶ月以内の契約に対しては、保険料配分アプローチにより会計処理を行う実務的な取り扱いを支持した。12ヶ月を超える期間に対する実務的取り扱いに関して、審議会は、保険事故発生前期間におけるキャッシュ・フローに重大な変動が生じるか否かに焦点が当てられるであろう

保険料配分アプローチの適格性要件を単純化するようスタッフに求めた。

保険料配分アプローチの割引と利息の付与のメカニズムに関しては、審議会メンバーは、重大な財務的構成要素がある場合には、残存するカバレッジ期間に関する負債の測定において割引と利息の付与を行うという見解を概ね支持しているようであった。

保険料配分アプローチにおける契約獲得費用に関しては、ビルディング・ブロック・アプローチと整合的であるという理由で、増分費用のみよりも、むしろ契約獲得費用の測定において直接帰属する費用を含むことが支持された。さらに、繰延契約獲得費用を資産計上するのではなく、ビルディング・ブロック・アプローチと整合的であることを理由に、保険契約負債の構成要素とすることを支持した。

保険料配分アプローチ：適格性の要件

特定の保険契約に関して保険料配分アプローチを適用する考えは、公開草案において存在していた。しかし、公開草案に対する回答者は、保険料配分アプローチを適用するためには契約のカバレッジ期間がおよそ一年もしくはそれ以下であることが求められており、適格性の要件が過度に限定的であると述べていた。

スタッフは、両審議会は保険料配分アプローチの適格性の要件について既に2011年4月、7月および10月の会議にて検討したことを説明した。最初の2回の審議会では、保険料配分アプローチは独立したモデルか、もしくは、ビルディング・ブロック・アプローチの代用かに焦点が当てられた。両審議会は、保険料配分アプローチの目的に関して合意に至っておらず、IASBがビルディング・ブロック・アプローチの代用と考える一方、FASBは独立したモデルであり、収益認識アプローチに類似したものだと考えている。両審議会の保険料配分アプローチに関する目的の合意は得られていないものの、スタッフは当該アプローチの適用に関する要件の開発を課題とされ、目的は異なるが、双方の目的を達成するような要件を開発することが望まれていた。

10月の審議会において、スタッフが向かうべき方向性について両審議会の一般的合意が得られたが、個々の審議会メンバーは、契約がどのようにこれらの要件のもとで分類されるか異なる結論に至っていた。それゆえ、両審議会はこの結論の差を解決するために文言の改定を行うようスタッフに求め、そして、要件が明確かつ実務的であり、そして合理的な結果を導くかを判断するために、異なる種類の契約に対して要件の適用を試行することを求めた。

10月の審議会後に、スタッフにより改定された要件が作成され、試行のために13の異なる契約種類が両審議会および（作成者、監査人およびアクチュアリーを含む）関係者に提供された。

調査の結果、疑問点が挙がり、また、評価を行う際に使用する計算単位について個人の解釈が異なっていたり、「著しく変動することが予想される」の意味のようにその他の主観的な判断に依拠した結果、多様な契約に対する分類結果にいくつかの不一致が確認された。スタッフはより実務的なものとすべくさらに要件を改定し、最新のスタッフペーパー（IASB/FASB スタッフペーパー2A/78A）において以下の要件を提供した。

カバレッジ期間の開始時点において、以下の要件のいずれかに該当する場合には、保険者は、保険料配分アプローチではなくビルディング・ブロック・アプローチを適用すべきである。

(a) 保険金が発生する以前の期間に、保険契約の履行に求められるネット・キャッシュ・フローの予想にお

いて、不利な保険契約テストでは把握されない重大な変動がある場合（予想キャッシュ・フロー要件）

(b) 例えば、カバレッジ期間の長さに関して重大な不確実性が存在するといった、各報告期間において認識されるべき保険料の金額の決定に重大な判断が要求される場合（保険料配分要件）

スタッフは、上記に提案された要件に従った場合、例示された契約の種類は、以下の測定モデルを適用することになると考えている（詳細は、スタッフペーパーにおいて提供されている）：

1. 伝統的終身保険	BBA
2. 定期保険(1年)	PAA
3. 定期保険(5年、更新権付)	BBA
4. ユニバーサル生命保険	BBA
5. 年金	BBA
6. 個人自動車保険	PAA
7. 建設保証保険	PAA*
8. 異常損害保険	PAA
9. 労働者災害補償責任保険	PAA
10. 長期就労不能補償保険	BBA
11. 取締役賠償責任保険	PAA*
12. 健康保険	PAA
13. 火災保険(30年)	BBA

* スタッフペーパーは、これらの契約は特にマクロ経済の影響を受けるが、契約に対する環境の著しい変動の影響は、不利な契約テストで補うことができ、それゆえ、保険料配分アプローチの使用が適格であると述べている。

数名の審議会メンバーは、要件の変更を続けることは有益ではないと考えている。むしろ、両審議会は、保険料配分アプローチがビルディング・ブロック・アプローチの代用なのか、もしくは独立したモデルなのかを明確にすべきである。これらの審議会メンバーは、スタッフが保険料配分アプローチの目的を明確に理解しておらず、そのため要件の正確な文言について苦悩しているのではないかと考えている。

上記に賛成の他の審議会メンバーの一名は、要件の過度の設計には便益がなく、単純化すべきであると述べた。いくつかの実務ガイダンスは必要かもしれないが、場合によっては、公開草案における（カバレッジ期間が12ヶ月およびそれ未満の契約に対し保険料配分アプローチを適用するという）12ヶ月の要件で十分であったかもしれない。

要件を改善するために再度議論を行うことも有益であると考えたメンバーもいたが、議論には保険料配分アプローチの目的を明確化するための堅実な背景が必要であると述べられた。

他の審議会メンバーの一名は、過度に単純化しているという理由で12ヶ月の要件に対してのみ反対した。数値基準は、ビルディング・ブロック・アプローチを適用すべきではない特

定の契約に対し、ビルディング・ブロック・アプローチの適用を強制することになるであろう。この審議会メンバーは保証契約を例に挙げ、これは本来保険料配分アプローチの適用が適切であるが、単純な数値基準が提供された場合、ビルディング・ブロック・アプローチの適用が強制されるかもしれないと説明した。

審議会メンバーの一名は、短期間の契約に対し保険料配分アプローチを使用するという実務的な対応は、ビルディング・ブロック・アプローチの代用として合理的であると述べた。しかし、モデルが一つなのか二つなのか明確ではないため、要件が複雑になるように感じると述べた。これは、ビルディング・ブロック・アプローチは標準的モデルであるが、保険料配分アプローチはビルディング・ブロック・アプローチと類似した結果に至る方法として使用されるかもしれないという考えである。例外を認める根拠は、ある状況においては、保険料配分アプローチはビルディング・ブロック・アプローチに近似しているということになるであろう。

審議会メンバーの一名は、ビルディング・ブロック・アプローチが最善の情報を提供するであろうが、ビルディング・ブロック・アプローチの代用（保険料配分アプローチ）が類似の結果をもたらすのであれば、ビルディング・ブロック・アプローチに基準は固執すべきではないと両審議会が以前合意したことを指摘した。保険料配分アプローチが実際にビルディング・ブロック・アプローチの代用と見なされるほど近似しているという主張を確かめるため、個々の乖離に対して確認することが必要とされるでしょう。ある種の契約を特別に扱うために単純に割引もしくはリスク調整を望まない関係者が存在する。これらの契約に対する正しい取り扱いは、彼らの願望によるのではなく、利用者に対して最善の測定を提供するのは何かという点によるべきである。例えば、3年から4年の保証契約は保険料配分アプローチに適さず、ビルディング・ブロック・アプローチがより良い情報を利用者へ提供するかもしれない。

審議会メンバーの一名は、保険料配分アプローチは、引受時において割引およびリスク調整を含むと述べた。さらに、彼は、12ヶ月を超えるすべての契約は、保険料配分アプローチの適格要件に合致するか判断するために、提案された要件を使用して評価されるべきであると強調した。これに対し、自由裁量を有する12ヶ月ルールのみでは、3年の保証契約に保険料配分アプローチを適用して会計処理することが許容されない。それゆえ、12ヶ月の実務的対応に加えて適格性の要件が存在すべきである。

その他の審議会メンバーの一名は、ビルディング・ブロック・アプローチが標準的方法であり保険料配分アプローチはビルディング・ブロック・アプローチの代用であることの明確なメッセージが必要であると強調した。保険料配分アプローチに対し12ヶ月の数値基準を使用することは的確ではないかもしれないが、その他のプロジェクトにおいても数値基準は使用されている。前出の審議会メンバーのコメントに同調しながら

らも、彼は一定の原則を設定することに同意したのかもしれない。

スタッフは、原則がないため、要件や区分のための線引きをすることが困難であると概要を述べた。ここまでの意見を聞く限り、審議会は、全体として、カバレッジ期間が12ヵ月以内の契約に対して保険料配分アプローチを適用することには賛同しているが、12ヶ月という実務的対応に加えて原則も必要であると考えている。しかし、これは、12ヶ月を超えるカバレッジ期間の契約に関して、保険料配分アプローチ/ビルディング・ブロック・アプローチの区分の要件に適合していることを証明するという負荷を作成者に課すことになるであろう。

審議会の議長は、審議会は1モデル（ビルディング・ブロック・アプローチ）を支持し、保険料配分アプローチはその代用であるという見解を支持しているようであると要約した。12ヶ月の実務的対応は数値基準であるが有用である。しかし、疑問点は12ヶ月の基準外である契約をカバーするための実務的対応方法に対して原則が必要であるかという点である。

他の審議会メンバーの一名は、保険料配分アプローチを適用するために会社が充足すべき二つの要件を設定しているのであると述べた。審議会はこれらの要件をそのまま使用し、単に12ヶ月の実務的対応をそれに加えることが可能である。実際のところ、この要件を使用し12ヶ月の実務上の取扱を追加するか、もしくは、12ヶ月を数値基準として設定し12ヶ月超の契約にも保険料配分アプローチを適用することを許容する要件を追加するかいずれも可能である。これは、同じ結果をもたらすと考えられる。

スタッフは、12ヶ月の数値基準に加えて、保険料配分アプローチをビルディング・ブロック・アプローチの代用として適用するという原則に対する適用ガイダンスの例示として要件を使用できるかもしれないと述べた。

FASBのスタッフは、先週に同じアジェンダ・ペーパーに基づき実施した議論の要約を説明した。我々の要約は、www.pwc.com/us/insuranceに記載されている。

FASBの議長は、12ヶ月もしくはそれ未満のカバレッジ期間を有する契約は実務的対応の対象とすべきであるという合意が多く、審議会メンバー内で得られたようだと言った。さらに、一般的な意味では、審議会のメンバーは、12ヶ月を超えるカバレッジ期間の契約について、保険事故発生前期間におけるキャッシュ・フローに著しい変動がないことが予想されるか否かに焦点を置く保険料配分アプローチの適格性の要件を望んでいる。FASBの議長は、次回の審議会に向けて、スタッフが文言について再検討することは可能か尋ねた。彼女は、1モデルか2モデルか、また、これがビルディング・ブロック・アプローチの代用なのか実務的対応なのかについても必ずしも明示的に言及する必要はないと考えていた。

IASBメンバーの一名は、FASBの議長に対し、原則が1モデルであり、保険料配分アプローチはビルディング・ブロッ

ク・アプローチの代用であることに同意するか否かを確認するよう頼んだ。FASB の議長はこの確認を注意深く避け、見解の相違があることを述べた。

12 ヶ月もしくはそれ未満のカバレッジ期間の契約には保険料配分アプローチを適用するという方針で合意が得られたように思われた。12 ヶ月を超えた場合の実務的対応に関しては、審議会は、スタッフに、保険事故発生前期間におけるキャッシュ・フローの著しい変動が予想されるか否かを焦点とする保険料配分アプローチの適格性の要件を単純化することを求めた。

保険料配分アプローチ：機能的構造

審議会は、スタッフペーパー2B/78B において検討されている保険料配分アプローチに関する次の三つの論点について議論を行った：公開草案での要件である残存カバレッジにおける負債の割引と金利の付与、保険料配分アプローチを適用する契約に関する契約獲得費用に含むべき費用の種類、保険料配分アプローチに関連する契約獲得費用の貸借対照表における表示。

残存カバレッジに関する負債の割引と金利の付与

スタッフは、残存カバレッジに関する負債の測定において割引と金利の付与を含むかという点について代替案を検討した。二つの代替案は以下のとおりである。

代替案 A：保険契約のカバレッジ期間にかかわらず、残存カバレッジに関する負債は割引かれるべきではなく、そして、金利は負債に対し付与されるべきではない。

代替案 B：重大な財務的構成要素を含んでいる契約の残存カバレッジに関する負債の測定においては、割引と金利の付与が要求される。実務的対応として、カバレッジ期間が1年かそれ未満であれば割引と金利の付与は要求されない。

この論点に関し、スタッフの意見は分かれた。代替案 B は収益認識の公開草案と整合している。さらに、これは、投資家がキャッシュ・フローのタイミングに無関心ではないという事実を説明している。代替案には、カバレッジ期間が1年を超過しない場合、割引や利息の付与を行わないことを許容する単純化が存在する。代替案 A の議論としては、割引および利息の付与の影響は重要ではなく、それゆえ、モデルを複雑にしているだけである。さらに、この情報は利用者に対して利用価値のある情報を提供しない可能性がある。

数名の審議会メンバーは、彼らは代替案 B を支持すると述べた。これは多様な関係者において、高いインフレーションと高い金利の場合には、キャッシュ・フローのタイミングは著しい影響を受けることを理由としている。

審議会メンバーの他の一名は、高いインフレーションと高い金利であっても、実務的取り扱いを代替案 B において求め

るか彼らに尋ねた。この審議会メンバーは、(時間価値が重要ではないとしても) A に関しては、利息が付与された金額が収益に追加されるべきではないという議論に断固として反対すると述べた。保険の収益は、他の事業体における収益の会計と同様にすべきである。金利の付与を収益に加えないことは完全に収益の金額を誤って表示することになるであろう。

審議会メンバーの一名は、毎月保険料を支払う24ヶ月の契約は実務的な取り扱いに該当するか否かを尋ねた。ガイダンスにおける現在の記載方法からは、カバレッジ期間が12ヶ月以上であるため、この契約は該当しないと推測される。しかし、彼は、収益認識基準の再公開草案のガイダンスのもとでは、月次の保険料支払いは翌月のカバレッジ期間に対応するため、この契約は実務的取り扱いに該当すると主張した。スタッフは、収益認識の公開草案は保険に対しても同じべきであり、この論点は収益認識のチームにより検討されるべきであると述べた。

審議会メンバーは代替案 B の支持に傾いていた。しかし、FASB のスタッフは、FASB の会議において見解が分かれたと述べた。代替案 B が選択されれば、彼らは、主要な業績指標を邪魔されないように保険料を利息の付与とは区分して表示することを支持するとした。

IASB メンバーの一名は、時の経過とともに保険料の金額が増加するため、スタッフペーパーの計算には同意できないと述べた。彼は、年金化するべきであると述べた。そうすれば保険料収入の誤った表示はされない。さらには、保険料が最初に収受された場合、利益の源泉を忠実に表示する唯一の方法は、収益の部分に時間価値を含めることである。貨幣の時間価値は、成功裏に保険料配分アプローチに含まれる。

契約獲得費用の取扱い

スタッフは保険料配分アプローチにおける契約獲得費用に関し議論すべき三つの論点があると述べた。

- 契約獲得費用の測定において、どのコストを含むべきか
- どの費用がオプションとして費用化されるか
- 契約獲得費用の表示

スタッフは、保険料配分アプローチに関する契約獲得費用の測定の代替案を次のように提案した。

- ビルディング・ブロック・アプローチにおける仮決定と整合的に、直接帰属する費用 (FASB に関しては契約獲得活動のうち成功した部分に限定する) を含む、もしくは
- 増分費用 (これは収益認識の再公開草案と整合している)

費用化のオプションに関しては、スタッフは以下のいずれかを費用化する代替案を提案した。

- 増分でない直接帰属する契約獲得費用、もしくは
- 収益認識の提案と整合して、契約のカバレッジ期間が1年以内の場合はすべての契約獲得費用

スタッフは開示について以下の妥当性に関する両審議会の意見を求めた。

- 契約獲得費用は資産として認識する（それゆえ、残存カバレッジの負債は、契約獲得費用の総額で表示される）
- 残存カバレッジにおける負債を減少させる（カバレッジ期間にわたり時の経過に基づくが、時の経過から著しく乖離する場合には、予想される保険金および給付金の発生する時期に基づく）という審議会の仮決定と整合した方法で、契約獲得費用を償却する

スタッフの表示に関する提案は、収益認識のプロジェクトにおいて提案されたモデルと整合している：保険料配分アプローチの契約獲得費用は資産計上され、残存するカバレッジに関する負債は総額で表示される。この点が、公開草案での要件であった負債に対する純額表示からの変更点である。このアプローチによれば、契約獲得費用は保険料の認識と整合した方法で償却される。

保険料配分アプローチの契約獲得費用に関する測定について、審議会メンバーは、増分費用のみを含む案よりも、直接帰属する契約獲得費用を含む案を支持しているようであった。彼らは、保険料配分アプローチは、ビルディング・ブロック・アプローチの代用であると見なしていることから、ビルディング・ブロック・アプローチとの整合性を選択している。

多くの審議会メンバーは、契約のカバレッジ期間が1年以内であれば、保険料配分アプローチにおける非増分費用のみを費用処理するよりも、すべての契約獲得費用を費用処理することを支持していた。

しかし、FASB のスタッフからの説明による FASB メンバーの支持に対し、IASB の多くのメンバーは、独立した繰延契約獲得費用の資産計上に賛成していなかった。このような資産には、減損に関する追加的なガイダンスが必要となるとの議論があった。さらに、ビルディング・ブロック・アプローチと保険料配分アプローチの整合性が再度取り上げられ、そして、ビルディング・ブロック・アプローチにおいては、契約獲得費用は当初の残余マージン/単一マージンの測定において認識されることが決定した。

FASB のスタッフは、FASB のメンバーの懸念は、繰延契約獲得費用の資産それ自体にあるのではなく、どういふわけか資産が負債と相殺され、それが負債の変動を把握することを妨げる点にある。

IASB のメンバーの一名は、注記における繰延契約獲得費用の資産の開示には反対しないが、独立した資産としての認識には反対すると強調した。彼は、既にビルディング・ブロック・アプローチの議論においてこの決定が下されたと考えていた。

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。